

第 10 回教育委員会会議

令和 8 年 8 月 25 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第57号

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会文書規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

(1) 大阪市公文書管理規程の一部改正について

ア 電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に定めるとおり、電磁的記録である情報の本人性と完全性（非改ざん性）を認証する役割を持ち、それは紙の文書への押印に似た役割を持つものである。令和 8 年 7 月からの調達契約システムの稼働により、全庁的に電子署名を実施した契約書を作成する事務の運用が開始される予定であるなど、今後、本市の事務において電子署名の導入が進むことを踏まえ、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）の改正により、電子署名の適正な管理について本市の機関が負う義務を明確化し、大阪市電子署名規則（令和 8 年大阪市規則第 72 号）の制定により、電子署名の実施等に関し必要な事項が定められた。大阪市公文書管理規程（平成 13 年 4 月 1 日達第 9 号。以下「市規程」という。）第 24 条において公印を押印すべき公文書について定めを置いているところ、今般、それに準じて電子署名を実施すべき公文書について規定することにより、各所属における公文書への電子署名の実施の要否に係る判断基準を明確化するため、規定が新設された。

また、真正性を認証する必要がある公文書について、公印は紙である公文書に押印するものであり、電子署名は電磁的記録である公文書に実施するものであるため、公印又は電子署名を使用する対象を明確に区分する必要がある。現行の市規程第 24 条においては、公印の押印対象を「発送する公文書（電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。）」としている。その趣旨としては、過去の市規程において「発送する電子文書交換システム文書」に電子署名を実施しなければならない旨を定めていた経過があり、電気通信回線を利用して発送する電磁的記録である「電子文書交換システム文書」を念頭に置き、公印の押印対象から除いていたものである（その後、電子文書交換システムにおける電子署名機能の実装が廃止されたことにより、電子文書交換システム文書への電子署名に係る規定が市規程から削除された）。しかし、現在、電子署名の実施及び電子署名を実施した文書の発送の手法については多様となっており、電子署名の実施対象とする公文書を電気通信回線を利用して発送するものに限定する必要はないことから、電磁的記録である公文書には電子署名を実施し、それ以外の公文書には公印を押印することとされた。

イ 文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに公印を押印する公文書については、発送時に文書管理システム（文書管理システム以外の情報システムにより処理経過を管理することが適切である場合にあっては、当該情報システム）に所定の事項を記録し、又は文書処理簿に所定の事項を記載しなければならないとしているところ、上記のとおり電子署名が公印と似た役割を持つことを踏まえ、発送時に処理経過を

記録すべき公文書に、電子署名を実施する公文書を加えることとされた。

ウ 上記イのとおり、電子署名を実施する公文書の発送時の処理経過の記録を行うこととすることに伴い、文書処理簿で当該記録を行う際に、電子署名を実施する公文書であることを記録することができるように文書処理簿の様式が改められた。

(2) 大阪市教育委員会文書規則の一部改正について

上記(1)を踏まえ、大阪市教育委員会文書規則（以下「本規則」という。）についても、市規程と同様に一部改正を行うこととする。なお、上記(1)ウについては、本規則第 44 条により市規程に定める様式を準用することとされていることから、本規則において様式の定めはないため、上記(1)ウに相当する改正は行わない。

2 改正内容

(1) 法令、条例、規則その他の規程の定めにより電子署名を実施することとされているものの及び発送する公文書が真正であることを認証するために電子署名を実施することが特に必要であると当該公文書の作成に係る意思決定につき権限を有する者が認めるものについて、電子署名を実施するものとする規定（第 26 条の 2）を新設するとともに、必要な整備を行う。（第 26 条）

(2) 発送時に処理経過を記録すべき公文書に、電子署名を実施する公文書を加える。（第 27 条第 1 項）

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

議案第57号

大阪市教育局文書規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局文書規則（平成13年大阪市教育局規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(公印) 第26条 発送する公文書（<u>電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。 [(1)・(2) 略] <u>(電子署名)</u> <u>第26条の2 前条の規定は、電子署名（条例第35条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の実施について準用する。この場合において、同条中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。</u> (公文書の発送) 第27条 第24条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>第26条（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公印を押印し、又は電子署名を実施する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書処理簿に所定の事項を記載しなければならない。</u>	(公印) 第26条 発送する公文書（<u>電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。 [(1)・(2) 同左] [新設] (公文書の発送) 第27条 第24条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>前条の規定により公印を押印する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書処理簿に所定の事項を記載しなければならない。</u>

[2 ～ 4 略]	[2 ～ 4 同左]
備考 表中の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。